

平成 29 年度 第 6 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 8 月 23 日(水) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター 2 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1 譲受人 佐々木 清美

譲渡人 笹尾 玄

2 譲受人 川上 恵美子

譲渡人 川上 勇

3 譲受人 青木 由美枝

譲渡人 森 義範

4 譲受人 山下 久雄

譲渡人 本田 幾子

5 譲受人 佐々木 清美

譲渡人 本田 幾子

6 譲受人 多田 克夫

譲渡人 住山 貴恵子

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

1 譲受人 鶴田 順子

譲渡人 島 千代枝

2 使用借人 渡里 寛

使用貸人 渡里 ひさみ

第5 議案 第3号 非農地証明について

1 本田 幾子

2 平野 孝壽

第6 議案 第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 その他

○ 出席農業委員 (11 名)

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子

4 番和田幸子 5 番二本木俊二 6 番大村理之

7 番山本秀彦 8 番田代和秋 9 番深野政勝

10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員 (9 名)

崎谷靖徳、佐々木要、井上清澄、流理森、湯浅憲昭

仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 6 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会長 おはようございます。毎日暑い日が続きますが、今月は農地利用状況調査で暑い中調査して頂いております。どうぞ、体に十分気を付けて頂いて調査の方よろしく願いいたします。また、最後に事務局よりご案内があるかと思いますが、明日は松江で研修大会が行われます。お忙しい中でありませうけれど、ご協力をお願いしたいと思ひます。また、進行につきまして私も非常に不安であります。皆様にご迷惑をお掛けするかもしれませんが、ご協力を頂きまして進行を進めさせて頂ければと思ひますので、よろしく願いいたします。それではただ今より、平成 29 年度、第 6 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は河村推進委員、佐々木康規推進委員から欠席の報告がありましたので、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会長 異議なしと認め、私から指名させて頂きます。4 番 和田 幸子 委員、5 番 二本木 俊二 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項

会長 日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より一括報告をお願いします。

事務局 それでは、説明をさせて頂きます。今日お手元に新しく資料をお配りしておりますので、ご確認下さい。農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についての 2 ページ、3 ページの差し替えになります。議案書を出した後に、追加の案件が出ましたので、こちらに差し替えて頂きたいと思ひます。次に、農地利用最適化に関する指針が議案第 4 号になります。それから、資料 No.1 については江津市農地利用状況調査員設置要綱で、今日お配りしております。それでは、議案書の 2 ページを説明させて頂きます。農地法第 18 条第 6 項の規定によ

る届出でございます。番号 1 です。農地の場所は、松川町上河戸 148 番 4、登記簿現況ともに田で、面積は 930 m<sup>2</sup>でございます。賃貸人は谷原優さん、松川町上河戸 185 番地の方です。賃借人は有限会社スプラウト島根、桜江町市山 429 番地の方です。解約の届け出が平成 29 年 7 月 10 日に出しております、成立日も 7 月 10 日で、引き渡し時期は 7 月 17 日です。解約の理由は合意による解約でございます。次に番号 2 です。農地の場所は、桜江町江尾 90 番、229 番 2、260 番の 3 筆です。登記簿現況ともに田で、面積が合計 4,538 m<sup>2</sup>でございます。賃貸人は渡邊智一さん、広島県安芸郡府中町鹿籠 2 丁目 8-12-203 の方です。賃借人は田代和秋さん、桜江町市山 263 番地 5 の方です。解約の届け出が平成 29 年 8 月 10 日に出しております、既に成立日が平成 29 年 3 月 31 日、引き渡し時期も 3 月 31 日になっております。解約の理由は合意による解約でございますので報告いたします。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。この件については報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

#### 農地法 第 3 条

#### 《 桜江町市山 》

会 長 　次に、日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は 3 ページの番号 1 をご覧下さい。農地の場所は、桜江町市山 142 番 1 です。登記簿現況ともに田で、面積が 2,488 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転でございます。譲渡人は笹尾玄さん、兵庫県姫路市南新在家 14 番 10-403 号の方です。譲受人は佐々木清美さん、桜江町市山 156 番地の方です。事由としましては、譲渡人は遠隔地に居住しており耕作していないので、譲受人に譲渡したいという事です。譲受人は農業経営拡大のためという事です。受入世帯は 1 人中 1 人でございます。申請人は本人さんで、対価は 10a あたり 250 千円でございます。担当委員は田代委員です。下限面積等は問題ござ

いません。また、農業もしておられまして、特に問題はございませんでした。  
以上でございます。

会 長 それでは、田代委員、調査結果の報告をお願いします。

8 番委員 はい。場所ですが、位置図の 1 ページをご覧ください。主要地方道桜江金城線とありますが、これは格下げになりまして市道市山長谷線になっております。向って右側に玉川薬局があるのですが、そこから落合橋を渡りまして次の所を右折して 200m くらい入った場所になります。笹尾さんは、もう何十年も農業をされておられません。一時、こちらに帰っておられましたが、渡津の方に帰られて市山の方は空き家状態になっております。佐々木清美さんは、何十年もここで耕作をされておられまして、今までは賃貸でされていましたが、今回購入をして自分の土地としてされたいとの事でした。奥様の方もここで畑作をして一生懸命されております。息子さんも弥栄の方で、休みも無く作っておられるようです。特に問題は無いかと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 有福温泉町 》

会 長 次に、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、大村委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく 3 ページの番号 2 をご覧ください。位置図は 2 ページをご覧ください。農地の場所は、有福温泉町 514 番、515 番、516 番の 3 筆です。登記簿現況ともに田で、面積は合計 2,607 m<sup>2</sup>でございます。権利の種別は 3 条の有償移転でございます。譲渡人は川上勇さん、共有名義 3 分の 1 です。有福温泉町 533 番地 4 の方です。譲受人は川上恵美子さん、有福

温泉町 521 番地 2 の方です。共有名義の物を川上恵美子さん一人に、全部有償移転するという事でございます。事由としましては、譲渡人は申請地の共有者だが、耕作していないので譲受人に譲渡したいという事です。譲受人は、譲渡人より譲り受けて先祖から耕作している田を耕作して農業を守っていきたいという事でございます。受入世帯は 1 人中 1 人です。申請人は本藤行政書士さん、対価は 10a あたり 570 千円です。担当委員は大村委員です。下限面積等、農業もされておられますし拡大をされるという事ですので、特に問題はございません。以上でございます。

会 長 それでは、大村委員、調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 それでは、説明をさせていただきます。位置図の 2 ページをご覧ください。上にあります道路の左側が浜田方面、右側が江津方面になります。この道路は県道跡市波子停車場線です。その真ん中の方に有福郵便局がありまして、隣に川上さんの家がありまして、その下に申請地が 3 筆ございます。この農地は譲渡人と譲受人の共有名義であった農地を、譲受人の名義にするという事でございます。現在、この農地は譲受人が耕作をされておりまして、佐々木康規推進委員と現況を確認しに行ってきました。特に問題は無いかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページの番号 3 です。位置図は 3 ページをご覧ください。

ます。農地の場所は、二宮町神主ハ6番3、ハ7番の2筆です。登記簿現況ともに畑で、面積は合計で411㎡ございます。権利の種別は3条の有償移転でございます。譲渡人は森義範さん、二宮町神主1820番地79の方です。譲受人は青木由美枝さん、都野津町2400番地2の方です。譲渡人の事由としましては、譲受人の強い要望により譲渡するという事です。譲受人の事由としましては、申請地は長女の自宅の近くであり耕作に便利のため譲り受けて農業を拡大したいという事でございます。受入世帯は1人中1人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり1,500千円です。担当委員は深野委員です。下限面積等、農業の状況について特に問題はございませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図の3ページをご覧ください。通称、二宮町の青山地域と言われる所です。左上隅にジュンテンドーとキヌヤとありますが、この左上を9号線が走っております。右下隅は山手になりますが、ポリテクカレッジがあります。その下の方に申請地が位置しております。青木由美枝さんという方は、分からなかったのですが、どうも波積から出ておられて都野津に住んでおられるようです。今回、娘さんが近くにおられるという事で、この土地を買って野菜等を作りたいという事です。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 松川町市村 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページの番号4になります。位置図の方は4ページと5ページになりますのでご覧頂ければと思います。農地の場所は、松川町市村で合計6筆ございます。登記簿は畑が5筆で田が1筆です。現況は畑が6筆です。面積は合計で4,092㎡でございます。権利の種別は3条の有償移転でございます。譲渡人は本田幾子さん、大阪府大阪市淀川区東三国六丁目22番13-502号の方です。譲受人は山下久雄さん、松川町市村200番地2の方です。譲渡事由としましては、遠隔地に居住していて耕作できないため。譲受人は譲渡人の希望に沿いたいという事でございます。受入世帯は2人中2人です。申請人は神移行政書士さんです。対価は10aあたり300千円でございます。担当委員は二本木委員です。下限面積等、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、二本木委員、調査結果の報告をお願いします。

5番委員 位置図の4ページと5ページをご覧下さい。まず、4ページになりますが、右が江津方面で左が桜江方面です。真ん中より上に通っている道路が国道261号線になります。位置図には載っていませんが、右の方に都治川がありまして橋を渡ると、閉鎖されておりますがガソリンスタンドがあります。そこからやま茶家さんの方へ入る旧道を通りまして、ずっと進んで行きますと法光寺さんがございまして、その隣に申請地の2筆があります。本田さんにつきましては、もう大阪におりますので全ての財産を処分したいという意向がございまして、それに基づいてこの農地を譲りたいという事です。現在、この農地につきましては、地元の方が草刈りをしまして管理しておられます。今回、山下久雄さんがこの土地を購入したいという事で申請を出されています。併せて5ページになりますが、やま茶家から山の方に向いますのが右上の道路に続きます。道沿いに清泰寺がありまして、その上の方の山中に4筆程あります。この現況は山の中で一応農地という事になってはいますが、ほとんど雑木林の荒れたようになっています。そのような事も含めて、このたび山下さんが5ページの4筆と4ページの2筆を取得したいとの事です。特に問題は無いかと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

《 松川町市村 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページの番号5になります。位置図は6ページをご覧ください。農地の場所は、松川町市村で合計6筆ございます。面積は合計2,120㎡です。権利の種別は3条の有償移転でございます。譲渡人は先程の本田幾子さんです。譲渡人は佐々木清美さん、松川町市村342番地13の方です。譲渡人の事由としましては、遠隔地に居住しているため耕作が出来ないという事です。譲受人の事由としましては、譲渡人の要望に応じ購入されるという事です。下限面積につきましては、取得面積が2,000㎡を超えていますので、特に問題はございません。受入世帯は3人中3人でございます。申請人は神移行政書士さんで、対価は10aあたり210千円でございます。担当委員は二本木委員です。以上でございます。

会 長 それでは、二本木委員、調査結果の報告をお願いします。

5番委員 それでは、位置図の6ページをご覧ください。都治川の橋を渡りますと、松川のカソリンスタンド跡地があります。そこから、下にありますとやま茶家さんがありまして、やま茶家さんの後側と前側に合わせて6筆があります。これは先程と同じく本田さんが処分したいという事で、このたび佐々木清美さんという方が譲り受けたいとの事でした。佐々木清美さんにつきましては、お父さんの佐々木茂さんが川平の方に農地を持っておりまして、畑を作っていましたが、ご高齢で体も弱いものですから今は息子さんが、引き継いでお父さんの土地を耕作しているそうです。そして、今回本田さんの土地を購入して、引き続いて農地を拡大したいという事でございます。既に、この農地につきましては、佐々



木さんが管理をしておられると聞いております。特に問題は無いかと思っておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 　次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の6について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は5ページの番号6になります。位置図は7ページをご覧ください。農地の所在は、後地町1861番、登記簿現況ともに畑です。面積は284㎡ございます。権利の種別は3条の有償移転です。譲渡人は住山貴恵子さん、兵庫県尼崎市上坂部二丁目5番7号の方です。譲受人は多田克夫さん、後地町1859番地の方です。事由としましては、譲渡人は離農転出し帰着就農する見込みもないので、譲渡することとしたという事です。譲受人は経営面積の拡張のためという事です。受入世帯は4人中2人です。申請人は内田行政書士さんで、対価は10aあたり7,500千円です。担当委員は藤井委員です。下限面積等、特に問題ございませんでした。以上でございます。

会 長 　それでは、藤井委員、調査結果の報告をお願いします。

3番委員 　それでは、説明をさせていただきます。位置図の7ページになりますが、上部は海になりまして、下は国道9号線が通っている位置図になります。こちらは尾浜地区の中心部になりまして、右下に尾浜浦駐車場がありまして、その向かいに巖島神社があります。神社の横の道を海に向かって上がっていきますと、三叉路があります。その左側に申請地がありまして、近くに多田正行さんというお宅がありますが、この方は申請者のお父さんになります。一緒に住んでおり

まして、申請地も近くですし農業の経営拡大をされたいとの事で、特に問題は無いとおもいます。よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

階本推進委員 　対価が10aあたり、7,500千円となっていますが、このような値段があるのでしょうか。

会 長 　事務局いかがですか。

事務局 　書類上は7,500千円と書いてありましたが、取得価格ですので間違いです。失礼しました。

10aあたりに割り戻していかないといけない金額のため訂正します。

階本推進委員 　それはわかりましたが、7,500千円という農地の取引が妥当なのか、どうなのかというご質問だと思います。それは、妥当だとは思いますが、現況を農地として見たときには高過ぎではないかと思えます。宅地であれば、そのような表示はあるかと思えますが、いくら割ったとしても高いのではないのでしょうか。

事務局 　高いかとは思いますが相対の話ですから、こちらが対価についてどうこう言える事ではないと思えます。先程の説明でもありましたように、家の目の前の土地ですから、宅地として見なしても良いような感じの土地であろうかと思えますので、そのような予測が出来ます。あくまでも、相対で申請があがっている事なので、こちらが言える事ではありませんから、その点ご理解を頂ければと思えます。

階本推進委員 　わかりました。

会 長 　ほかに何か質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の6については、可決されました。

農地法 第5条

《 都野津町 》

会 長 日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページ、番号 1 をご覧下さい。位置図の方は 8 ページをご覧頂きたいと思います。農地の場所は、都野津町 2235 番 2、登記簿現況ともに畑です。面積は 122 m<sup>2</sup>で、所有権の移転でございます。譲渡人は島千代枝さん、大阪府高石市取石二丁目 28 番 13 号、無職の方です。譲受人は鶴田順子さん、二宮町神主ハ 506 番地 7、主婦の方です。転用目的は個人住宅を建てるという事です。申請人は村尾行政書士さん、対価は 10a あたり 17,213 千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から平成 30 年 3 月 31 日までという事でございます。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はございませんでした。以上です。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 8 ページをご覧下さい。真ん中上から左下へ通っているのが、国道 9 号線です。9 号線沿いにキヌヤ都野津店がありまして、裏側はキヌヤの駐車場になっています。その地続きで申請地がありますが、申請地の隣は駐車場のようになっています。周りは全部住宅地になっておりまして、周りに与える影響は無いかと思えます。よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の

報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は6ページ、番号2をご覧ください。位置図は9ページをご覧くださいと思います。農地の場所は、敬川町1241番23と1244番4の2筆です。登記簿現況ともに畑で、面積は合計275㎡でございます。権利は使用貸借という事でございます。譲渡人は渡里ひさみさん、敬川町1718番地8、無職の方です。譲受人は渡里寛さん、敬川町2351番地23、会社員の方です。転用目的は個人住宅で、理由としましては申請地を無償で借りて個人住宅を建築したいという事でございます。申請人は木原行政書士さんで、対価は無償でございます。担当委員は大村委員で、工期は許可のあった日から平成30年7月31日までです。顛末書が出ておりますが、この件につきましては転用許可もしているのかどうかも分からない状況で、家が建っていたようです。現在は、何も無い状態ですが、新たに転用許可の申請をするという事で顛末書が出ております。以上でございます。

会 長 それでは、大村委員、調査結果の報告をお願いします。

6番委員 それでは、説明をさせていただきます。位置図をご覧ください。真ん中辺りに敬川駅がありまして、9号線をまたいで県道突き当たりに申請地がございます。現在は黒い屋根の家が建っておりまして、解体は終わっておりません。申請者は、申請の住宅建設に当たり、地目が農地のままであったことが分かったという事です。その理由は先代が昭和29年頃に建築した後、増改築し追認の農地転用許可を得たものと思われませんが、資料が無いので分かりません。先代は亡くなっておられて、その経緯がよく分からない状態ですので、顛末書を添付して転用の許可申請をしたいという事でございます。周囲の農地との境界もブロック基礎を新設し、生活排水については合併浄化槽を通じ道路側溝へ流すので、問題は無いと思います。また、都市計画区域内であるので、特に問題はありませぬので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

非農地証明願

《 松川町市村 》

会 長 日程第 5、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員及び推進委員の流委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 7 ページの番号 1 になります。位置図は 4 ページをご覧くださいと思います。農地の場所は、松川町市村 78 番 2、登記簿は畑で現況は宅地です。面積は 137 m<sup>2</sup>ございます。非農地証明をして欲しいという事です。所有者は本田幾子さん、大阪市淀川区東三国六丁目 22 番 13-502 号の方です。非農地の事由としましては、昭和 27 年頃に建築の家であり農地法施行前と思われるため、非農地の申請に及びましたという事でございます。申請人は神移行行政書士さんで、担当委員は農業委員の二本木委員さんと農地利用最適化推進委員の流委員でございます。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員及び推進委員から調査結果の報告をお願いします。先に二本木委員からお願いします。

5 番委員 位置図の 4 ページをご覧ください。松川の旧スタンドの方から町並みに入りますのが、真ん中の道路です。この道をずっと進みますと網掛けになっている所が非農地の申請地でございます。向いに山下電器店がございます。調査につきまして、8 月 17 日に流推進委員と現地調査をさせて頂きました。こちらは、既に家が建っております、昭和 27 年頃からという事ではありますが、写真を見て頂きますと若干建て替えられておられるようでした。一部宅地化の中で家が建っているという中で、写真の中の右側に 261 号線がございますが、その法面と家との間ですが若干宅地と離れている所でございますが、約 2m か 3m くらいのことだと思います。ここも全く耕作はされておらず荒れている状況でございました。ある程度、家を含めて買われるという事も言っておられますので、併せて非農地証明をして土地と建物を全部売られるのではないかと思います。以上でございます。

会 長 それでは、流推進委員よろしくお願ひします。

流推進委員 二本木委員が説明をされましたように、特にこれといった問題はございませんでした。ただ、宅地にされた方が良いのではと思ひました。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 二宮町神主 》

会 長 議案第 3 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員及び推進委員の仲津委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 7 ページの番号 2 で、9 ページまで及びます。場所の方は、位置図の 10 ページをご覧ください。また、写真も送付しておりますので、非農地証明②をご覧ください。農地の場所は、二宮町神主イ 573 から始まりまして、田が 13 筆と畑が 13 筆の合計 26 筆でございます。現況は全部山林という事でございます。面積の合計は 9,685.04 m<sup>2</sup>です。所有者は平野孝壽さん、兵庫県神戸市北区ひよどり台四丁目 7 番地の 3 の方です。非農地の事由としましては、申請地は昭和年月日不詳より山林となり現在に至るという事でございます。申請人は木原行政書士さんで、担当委員は農業委員の深野委員と農地利用最適化推進委員の仲津委員です。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員及び推進委員から調査結果の報告をお願いします。先に深野委員からお願いします。

9 番委員 位置図の 10 ページをご覧ください。左上の方から左下へ那賀東部広域農道が通っておりまして、この下をずっと進みますと下有福に続きます。それから、江津道路がありますが、真中上から左側の敬川インターの方へ走っている道路でございます。申請地まで行くには、都野津西交差点から江津皆井田線を跡市

の方へ上がります。その先に二宮交流館の所で道が分かれておりまして、那賀東部広域農道へ入って頂きまして、その途中から市道に入ります。八幡宮という表示がありますが、これは飯田八幡宮でしてこの脇を通ってずっと山の方へ入っていきます。8月13日の朝9時に仲津推進委員と現地調査へ行きました。ずっと市道を上がって参りますとイ599番から急カーブになっており、イ598番も道路沿いにありますので、周りを見て行くことができました。そこから更に進んで、次の大きな斜線がしてある申請地までは道路がついていますので、進めました。そこに四角く囲っている所は、もともと平野さんの家の跡ですが、そこはもう過疎化や色んな事で、それこそ道具を持っていかないと入れないような状況です。更に下にイ636番から3箇所ありますが、これは草が生えており道も無く先に進めない状況で、既に山林化してどうしようもないという事でありますので、この非農地証明はやむを得ないのではないかと思います。以上です。

会 長 それでは、仲津推進委員よろしく申し上げます。

仲津推進委員 8月13日の朝9時に深野委員と飯田八幡宮で待ち合わせをしまして、現地へ向いました。八幡宮から600mくらいの所へ行きますと別れ道になっておりまして、曲がらずに真っ直ぐ行きますと多嶋神社へ出て行きます。山の上の方へ上がって200m行った辺りが、最初の申請地で両サイドにあります。そこから更に400m上がって行きます所が、次にあります大きな申請地で元家があった所でございます。ここまではアスファルトでしたので、車で上がる事が出来ましたが、そこから先は地道になっておりまして、歩く位置も確保されてない状態でした。途中で山本清美さんというお年寄りの方が住んでおりまして、この方にも現況をお聞きしたりしました。場所が場所ですので最初の所も杉林になっておりますし、昔の棚田ですから一つの面積も小さく傾斜ですので、農地としては利用できないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 2 については、証明することに決しました。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

会 長 日程第 6、議案第 4 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 今日、お手元にお配りしました議案第 4 号、江津市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」（案）をご覧頂きたいと思います。資料をご覧頂く前に少し説明をさせていただきます。この指針につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から農業委員会等に関する法律が改正されまして、農地等の利用の最適化の推進という事、具体的に言いますと遊休農地の発生防止あるいは解消、担い手の農地利用の集積・集約化、それから新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化促進が農業委員会の必須義務となったところでございます。また、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と、各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとなっております。特に新制度につきましては最適化交付金事業を行う事は、この指針を定めなければならないとなっております。それでは、お手元の資料をご覧下さい。この資料につきましては、本年 6 月 20 日の農業委員会総会で説明しました、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画に準じてしております。それでは、1 ページをご覧下さい。第 1 のところで、基本的な考え方を示しております。三行目のところが必須事務として位置付けられたというところ。それから四行目以降は、江津市において平地と中山間地域が混在し、それぞれの実態に応じた対策が必要だということ。それから、特に中山間地域では遊休農地の発生防止と解消に努めていくということ。併せて担い手への集積が必要だということをおっしゃっております。以上の観点から地域の強みを生かしながら、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、江津市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるといっております。この指針につきましては、農林水産業・地域の活力創造プ



ラン、10年間で定める8割の農業構造の確立とされたことから、それに合わせて平成35年を目標としておりまして、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証あるいは見直しを行うというような考え方をしております。第2のところで、具体的な目標と推進方法についてでございます。遊休農地の発生防止と解消につきましては、遊休農地の目標として現状が管内の農地面積808ha、遊休農地面積が169haで遊休農地の割合が20.9%です。これを3年後に、農地面積は転用等で減っていくと思しますので、今までの割合から引きまして、管内の農地面積が803haくらいになるのではないかと、あくまで想定でございます。1年毎に1ha減らしていきますと3年後に遊休農地面積が166ha。それから、目標の平成35年4月につきましては、163haの遊休農地面積になっていくという事で、全部で6ha減っていくという1年毎に1haにしてという目標でございます。次のページをご覧ください。具体的な推進方法について書いてあります。今、行っております農地の利用状況調査と意向調査を実施するという事、それから結果を踏まえて農地の利用調整を行う。そして、それに基づいて全国農地情報公開システムに反映して、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図るということです。それから、②のところで農地中間管理機構との連携について謳っております。③のところで非農地判断について、速やかに非農地判断を行い守るべき農地を明確化していくというように謳っております。次の2のところでございます。担い手への農地利用の集積と集約化について、担い手への農地利用集積目標を掲げております。現状につきましては、管内の農地面積が808haで、集積面積が157ha、集積率が19.4%です。3年後の目標としましては、集積面積が181ha、その3年後が205haと毎年8haの集積目標を掲げていくという目標にしています。これも農地の利用目的で謳っているものでございます。参考としましては、担い手の育成と確保という事で現状の総農家数は830戸で主業農家数は16戸、認定農業者は15経営体、認定新規就農者は6経営体、基本構想水準到達者は2経営体、特定農業団体その他の集落営農組織が3団体という事になっておりまして、3年後にそれぞれ結果を書いております。次に3ページになります。担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法としまして、①人・農地プランの作成・見直しという事で、農業委員会と

しましては、それを作成し見直しに参画していくという事でございます。次に②農地中間管理機構等との連携について、マッチングをしっかりとしていくという事です。次に③農地の利用調整と利用権設定について、新規参入についてもきちんとしていくという事でございます。農地の所有者等を確認することができない農地の取扱いについては、公示手続を経て島根県知事の裁定で利用権設定ができるようにしていくという事です。次に3のところ、新規参入の目標を掲げております。現状の新規参入者数は個人0人で法人も0法人ですが、3年後には個人が4人、法人が2法人。それから3年後については個人が8人、法人が2法人という目標を掲げております。次に新規参入の促進に向けた具体的な推進方法としましては、関係機関との連携、新規就農等の推進、最後の4ページに農業委員会のフォローアップ活動を掲げておきまして、農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域については、新規就農者の受け入れ促進及び農地の有効利用を図るため、農地の下限面積の見直しを検討するという事と、農業委員及び推進委員は新規参入者の地域のサポート体制を構築していくというような指針を提案したいと思っております。以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

8 番委員 　3の新規参入の促進についてですが、3年後の新規参入者が個人で4人の1.8ha、法人で2法人の1.7ha。この法人で1.7haは良いのですか。それと個人も4人で1.8ha、経営基準がかなり厳しいところがあるのではないかと、どうでしょうか。

吉川主任主事 　3年後の目標という事で、個人法人関係なく現状の地域就農者、それから法人がそのまま移動するという形で、今計画を作っています。

津島課長補佐 　補足いたしますが、新規就農者の4人というのが、半農半x型新規就農者という形で予定をしておきまして、法人2つというのが、施設を使った農業者という事で、面積はあまり取らずに回転率で、何とか収益を上げていこうという部分が主流になってくる、そのような法人でしたので面積的には2法人で1.7ha、通常の新規参入の新規就農者の場合には4人で1.8haという格好で計上しているという状況です。

8 番委員 皆、施設栽培ですか。

津島課長補佐 現在、計画しているのは施設を使った法人ですね。

会 長 ほかに質問等はありませんか。

8 番委員 もう一点よろしいですか。6 次産業化等のことは出てきていませんが、どのような考え方なののでしょうか。目標として当然、国が推進してくるのだと思うのですが。

津島課長補佐 農林水産課の方では 6 次産業について、営農業士さんとその部分をマッチングさせてという事は計画しております。ただ、農業委員会での農地の最適化の指針という部分では、6 次産業化という部分は触れておりません。農林水産課でやらないということではなく、この指針について 6 次産業化は関わって来ないという事です。

8 番委員 わかりました。

会 長 ほかに質問等はありませんか。

崎谷推進委員 よろしいですか。今度の新しい法律で、担い手集積とか色々な要件が出てくるわけですが、私も悲観的な考えを持っておりますが、中間管理機構の方へ受けて頂ける経営体というものが、江津の農業の中で果たして今後増えていくのかという現況を、考えていかなければならないと思います。そうしないと、いくら中間管理機構へお願いをしても、周辺土地はなかなか、こういうケースで契約が出来ないだろうという悲観的な考えもあります。その辺りを本当に農林水産課の方が、これから調査に出てくるのですが、具体的にハウスだとかそういうものというのは、なかなか周辺土地では出来かねることもありますし、遊休農地面積の消化ということでも消化しきれない部分があるので、従前の農地を守っていくことも考えていかないと、この面積の消化というのは不可能だと思います。一番大きな要因は獣害対策と草刈りです。そこをクリアしないと受けてもらう法人が草刈りに注いでしまうというようになります。そこも一体化になって、多面的機能もありますけれど、その辺りを考えていかないと難しいのではないかと思います。

津島課長補佐 おっしゃる通りで、多面的機能とか中山間で獣害対策等は、やってはいるものの、結局中間管理機構を通して集積をしながらマッチングして、担い手に渡していくという部分、それは本当に今後のところでいくと、集積も含めて

ほ場整備等で新たな集積をしてから土地を構うという契機があれば別ですが、現状のところであれば獣害対策等で、中間管理機構を通しての集積という部分はやや停滞しているのも否めない事実でございます。今後のところでいくと、荒廃地調査や利用状況調査の結果を踏まえながら、農林水産課と農業委員会との連携を取りながら集積等を図っていこうと思っておりますので、ご理解を頂ければと思います。

会 長 よろしいでしょうか。ほかに質問等はありませんか。

湯浅推進委員 事務局にお聞きしますが、企業参入として永島青果が入っていると思いますが、今実際にハウスを使っているのが2棟か3棟くらいしかないです。あそこは6棟か7棟あると思います。補助金を貰ってされていると思うのですが、それについてはどうなのですか。

津島課長補佐 人・農地プランには、永島青果は今のところ保留状態です。稼働しているハウスというのが、雪害や風害により使えない部分が多少ありますが、約半数くらいは使っている状況で、あとの半数はどうなるかという事で、移設するなりこちらも勧めている状況ですし、残っている所は稼働可能な施設については耕作してくださいとのお願いはしている状況です。

湯浅推進委員 完全に撤退していますよね。

津島課長補佐 永島青果は完全に撤退しているわけではないです。

湯浅推進委員 重富さん一人でされているようだが。

津島課長補佐 重富さんが一人でされていますが、出荷先の一つとして永島青果が入っていて、永島青果名義のハウスであることは間違い無いという事です。ですので、永島青果にも話をしながら農業者さんや重富さんと協力しながら、農地管理をして下さいという事はお願いをしているところです。

湯浅推進委員 江津コンクリートさんはまた発注されましたよね。

津島課長補佐 そうですね。それはそれで頑張っておられますので。先程の件は、事業も入れてというと補助金もという部分がありますので、耕作している所は報告義務がありますので、毎年チェックをしながらお願いをしているところです。以上です。

会 長 ほかにございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案どおり承認することに決しました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 日程第 7、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りしております農用地利用権集積計画の承認について意見第 1 号をご覧ください。ページをめくって頂きまして、1 ページのところです。桜江と江津と挙がっておりますが、今月挙がっております新規が 9,851 ㎡で、再設定が 10,264 ㎡です。次をめくって頂きまして、2 ページのところでございます。1 番が桜江町田津の反田マツノさん、1,738 ㎡をしまね農業振興公社にという事でございます。畑で 10 年 4 ヶ月、1,500 円です。賃貸借で農地中間管理事業という事でございます。2 番目が跡市町 3 筆ございまして、全部田でございます。3,575 ㎡です。楸さんから高橋さんという事で、田で 3 年 4 ヶ月、6,200 円で賃貸借です。3 番目が有福温泉町本明の田が 2 筆で、1,774 ㎡です。酒井さんから佐々木さんへ、これは再設定でございます。3 ページのところ、4 番目で松川町上河戸 4 筆ございまして、再設定で嘉戸さんからスプラウトさんという事です。5 番目が桜江町江尾です。こちらは新規で全部田です。4,538 ㎡で渡邊さんから荻田さんという事で、賃貸借の 2,000 円となっております。次に 4 ページのところ、6 番目です。松川町上河戸で田が 4 筆ございまして、3,158 ㎡の再設定です。松下さんからしまね公社にと、中間管理事業という事でございます。番号 7 が桜江町田津で畑が 1 筆ございまして、1,491 ㎡の再設定です。谷田さんから有限会社はんださんへという事です。番号 8 のところで、松川町上河戸 3 筆ございまして、全部田で 1,670 ㎡の再設定です。谷原さんからしまね公社にという事になっております。以上の利用集積計画が出ておりますので、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい

て、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 その他について、事務局何かあれば説明をお願いします。

事務局 お手元にお配りしています、資料No.1 をご覧下さい。これは、農地利用状況調査に関わる補助員の要綱を去年作っておりまして、それに基づいて推薦書と状況報告ということでお配りしております。20 日に説明が漏れておりましたので、報告させていただきます。今年の調査補助員は、去年の補助員の実績に準じて、1 人当たり 2 日分で 10,200 円を上限に予算計上しております。この調査補助員というのは、農業委員でもなければ推進委員でもないという事がございます。補助員を利用されたい地域、利用されない地域とありますが、事務局の方としましては、昨年同様の補助員の状況や日数が分かりますので、予算の関係もありますので、相談して頂ければと思います。早めに推薦書を出して頂ければ、調査補助員を決定して実績報告に基づいて手当を支給出来ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最適化の指針を先程決めて頂きましたが、予算に関わる説明を少しさせていただきます。この最適化の指針を決めた上で、交付金が委員に支払われるというような仕組みになっています。月の活動費が委員 1 人当たり 6,000 円です。成果が上がれば 14,000 円を上限に定額報酬 19,000 円の他に能率給を予算計上しております。

現在、毎月記録簿を出して頂くようお願いをしておりますけれど、その中で最適化に関わる活動であれば、活動費として定額報酬以外に 6,000 円を支給出来るという事になっております。

事務局の方には、記録簿が全部出ていない状況で、もう少し簡単な提出様式を検討しておりますので、早急に様式を送付したいと思っております。

それから、8月と9月につきましては利用状況調査の月でして、最適化の6,000円が支給出来ると考えております。来月の初めから10月の初めに活動報告の提出をお願い出来ればと思います。

成果費につきましては、12月時点での遊休農地の解消面積、担い手の集積面積、目標に対する面積の達成具合によりまして、支給をするかしないかを判断する事になります。年度末をまとめて出すという事になりますが、成果費を計算上でいきますと目標の4割を達成していないと、支給が出来ないという事になっておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それから、明日の松江での研修大会出席でございますが、参加の再確認をさせて頂きたいと思います。農業会議の方からパンフレットを頂きましたので、パンフレットを見て頂きましてご利用して頂ければと思います。以上です。

会 長 他に何かございませんか。

吉川主任主事 すみません、中間管理事業の方からパンフレットがありますので、一部ずつ配らせて頂きたいと思います。

会 長 以上で日程のすべてを議了いたします。ご苦労様でした。これを持ちまして、第6回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

〔 閉会 午前 11 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員